

議案第7号

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成31年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、人事院及び佐賀県人事委員会の給与等の改定に関する報告及び勧告に鑑み、みやき町職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年みやき町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（案）

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年みやき町規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「条例第8条第2項の規定に基づき、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- （1）次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）
 - ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間
 - （ア） 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
 - （イ） 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間
 - イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数
 - （ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - （イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、町長が定める期間において町長が定める時間及び月数
 - （2）他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数
 - ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
 - イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間
 - エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月
- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。町長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて

時間外勤務を命ずる必要がある場合として町長が定める場合も、同様とする。

- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後のみやき町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（案）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 任命権者は、職員に時間外勤務（<u>条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。</u>）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。</p> <p><u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u></p> <p>第8条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数</u> <u>(ア)にあつては、時間)</u></p> <p><u>ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間</u> <u>(ア) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間</u> <u>(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間</u></p> <p><u>イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数</u></p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>条例第8条第2項の規定に基づき、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること</u>を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、町長が定める期間において町長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。町長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する

時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として町長が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、町長が定める。